

説 明 日	令和 年 月 日
利 用 者 名	

特別養護老人ホーム 飛騨古川さくらの郷
「指定短期入所生活介護」及び「指定介護予防短期入所生活介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

岐阜県指定 第 2173000569 号

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業者

①法人名	社会福祉法人 飛騨古川
②法人所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 598-1
③電話番号	0577-73-0088
④代表者氏名	理事長 垣内 厚生
⑤設立年月日	平成 13 年 6 月 22 日
⑥定款の目的に定めた事業	第 1 種社会福祉事業 特別養護老人ホームの設置運営 第 2 種社会福祉事業 老人デイサービス事業 老人短期入所事業

2. 事業所の概要

①事業所の種類	指定介護老人福祉施設 平成 15 年 4 月 1 日指定 岐阜県 2173000569 号
②事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域社会において、自立した生活を営むことができ、また、児童が心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。
③事業所の名称	特別養護老人ホーム飛騨古川さくらの郷
④事業所の所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 598-1
⑤電話番号	0577-73-0088
⑥管理者氏名	水 川 一 喜
⑦事業所の運営方針	・指定短期入所生活介護の従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、及び療養上の世話を行います。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って短期入所生活介護の提供に努めます。 ・明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを

	重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
⑧開設年月	平成 15 年 4 月
⑨入所定員	4 名

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居 室	一人部屋：トイレ、バス付居室 トイレ、シャワー付居室 トイレ付居室 シャワー付居室 二人部屋：トイレ付居室 シャワー付居室 三人部屋：トイレ付居室
浴 室	一般浴、機械浴（チェアー浴、昇降浴）、個室浴
食 堂	各階毎に整備
医務室	一室 2 階

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。（ショートステイ配置職員含む）

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 員	常 勤	非 常 勤	常 勤 換 算	指 定 基 準
1 管理者	1		1	1
2 生活相談員	2		2	1
3 介護職員	3 1	3	3 2. 6	2 7
4 看護職員	3	1	3. 4	3
5 機能訓練指導員	1		1	1
6 管理栄養士	1		1	1
7 医師（内科）	1		1	1

職員の配置については、利用者3名に対し、介護・看護職員1名の基準を満たしています。

また、事務職員・調理員など必要な人数を配置しています。

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤務時間
管理者	8：30～17：30
生活相談員	8：30～17：30
介護職員	日勤 8：30～17：30 9：30～18：30 遅番 10：00～19：00 11：00～20：00 夜勤 16：30～翌9：30 準夜 22：00～翌8：00他
看護職員	早番 7：30～16：30 日勤 8：30～17：30
機能訓練指導員	8：30～17：30
管理栄養士	8：30～17：30
医師	非常勤

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割、8割又は7割）が介護保険から給付されます。

①食	事：当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のために離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。
	食事時間 朝食 7：30 昼食 12：00 おやつ 15：00 夕食 18：00
①入	浴：入浴又は清拭を週2回以上行います。
②排	泄：排泄の自立を促すため、利用者の身体機能を最大限活用した援助を

行います。

③機能訓練：機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理：医師や看護職員が健康管理を行います。

（２）サービス利用料金（一日あたり）

別紙①の料金によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービス料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

尚、別紙①の料金に変更が生じた場合は、その都度お知らせ致します。

（３）介護保険の給付対象とならないサービス

別紙①のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。金額の詳細は別紙①の通りとなります。

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額を変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

（４）送迎について

通常の実施地域（飛騨市古川町、宮川町、河合町（神岡町を除く）、高山市国府町）における送迎を行います。送迎時間は、８：３０～１７：３０の間です。

（５）利用者負担金等の支払

料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、翌月１０日過ぎにご請求しますので、翌月２０日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

尚、振込・振替にかかる手数料は利用者様負担でお願い致します。振替手数料の詳細は、別紙①の通りになります。

① 指定金融機関からの自動引き落とし	ア．飛騨信用組合 全支店 イ．飛騨農業協同組合（ＪＡ）全支店
② 指定口座への振込	ア．飛騨信用組合 古川支店 普通 口座番号 ０７６４２２１

	イ．飛騨農協協同組合 古川支店 普通 口座番号 0019531 共通口座名義人 社会福祉法人飛騨古川 理事長 垣内 厚生
--	--

やむを得ず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者支払い、利用者はその後市町村から保険給付分（9割、8割又は7割）を受け取ることになります。

6．利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、契約者の都合により短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合はサービス実施前日までに申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービスの移動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

尚、利用中において、医療を必要とする場合は、原則としてショートステイは中止となります。特別な事情がある場合は、ショートステイを継続して契約者の希望により、嘱託医による診察、協力医療機関との連携を図ります。

7．苦情の受付について

（１）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口（担当者）	生活相談員・介護支援専門員
受付時間	毎日 8：30～17：30 連絡先 TEL 0577-73-0088 FAX 0577-73-0077

また苦情受付ボックスを設置しております。

（２）第三者委員による苦情の受付

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応

を推進する為、第三者委員を設置していますので、第三者委員の方にもご相談いただけます。

田中 賢成	住 所	飛騨市古川町杉崎 1384		
	電話番号	0577-73-2769		
齋藤 俊信	住 所	飛騨市古川町杉崎 54-1		
	電話番号	0577-73-4318		

(3) その他苦情受付機関として

飛騨市役所 市民福祉部	所 在 地	飛騨市古川町若宮 2 丁目 1-60 ハートピア古川		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5		
	電話番号	0577-73-7469	F A X	0577-73-3604
岐阜県国民健康保険 団体連合会	所 在 地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0		
	電話番号	058-273-1111	F A X	058-273-9650
岐阜県社会福祉協議会	所 在 地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0		
	電話番号	058-272-1111	F A X	058-275-4858

8. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設利用者の方々の生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

危険物の持ち込みはできません。利用者の持ち物については職員に相談してください。

(2) 面会

面会時間は 8 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0 までとしますが、ご事情のある方については前もってご相談ください。

また、冬季間はインフルエンザやノロウイルスの感染が懸念される事から 1 2 月 ~ 3 月まで面会規制をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

(3) 施設・設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意

に施設、設備を壊したり汚したりした場合には契約者の自己負担により原状に復していただくが、又は相当の代価をお支払頂く場合があります。

利用者に対するサービスの実施及び安全衛生管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

当施設の職員や他の利用者に対して、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙 施設内での喫煙はできません。

(5) 感染予防

当施設では、感染予防のため施設内の環境整備や衛生面等万全の体勢を整えておりますが、外部からの持ち込みを防ぐため、利用者の方にもインフルエンザ予防接種にご協力をお願いしております。

(6) 緊急時の対応について

当施設を利用中に急変した場合の対応については、ご契約時に御家族より指定のあった方法で対応させていただきます。尚、緊急やむを得ない場合については、当施設の協力医療機関と連携をさせていただきますので、お願いします。

9. 損害賠償について

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じるものとします。

10. 個人情報を用いる場合の同意について

当施設がサービスを提供するにあたり、必要と思われる利用者およびその家族の情報を下記の場合に限って用いることに同意していただきます。

- ①入所時において職員・協力医療機関・その他サービス関係機関等での情報把握
- ②退所時において退所後利用する施設やサービス関係機関等への情報提供
- ③入院時において入院先の医療機関への情報提供
- ④ケアプラン作成時
- ⑤サービス担当者会議

- ⑥関係法令に関わる行政機関、監督機関への提供
- ⑦介護保険事務に関わる審査支払機関への提供
- ⑧介護賠償責任保険に関する保険会社への情報提供
- ⑨当事業所の会計管理業務に関わる会計事務所への提供

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービス提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。また、今後別紙①の料金に変更が生じた場合は、書面にてお知らせ致します。

特別養護老人ホーム飛騨古川さくらの郷

説明者職名 生活相談員 氏名 倉 沙 耶 可 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要項目の説明を受け、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

氏 名 _____ 印

住 所 〒 _____

電話番号 _____

代理人及び身元引受人

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____

別紙① 「短期入所生活介護」及び「指定介護予防短期入所生活介護」

「特別養護老人ホーム 飛騨古川さくらの郷」料金表

(1) 介護福祉施設サービス費（1日あたり）

要介護度	利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
要支援1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援2	5,610円	561円	1,122円	1,683円
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

(2) 加算となる介護保険対象サービス

加算名	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
療養食加算（1食）	8円	16円	24円	医師の指示にて、療養食が必要な場合
機能訓練体制加算（1日）	12円	24円	36円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する職員を1名以上配置している為
サービス提供体制強化加算Ⅰ（1日）	22円	44円	66円	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上ある為
夜勤職員配置加算（1日）	15円	30円	45円	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1人以上上回って配置し、認定特定行為従事者を配置している場合
送迎加算（片道）	184円	368円	551円	利用者の居宅と事業所との間の送迎を行なった場合
緊急短期入所受入加算（1日）	90円	180円	270円	居宅サービス計画において行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
長期利用者提供減算（1日）	-30円	-60円	-90円	長期間の利用者（自費利用等を挟み実質連続30日を超える利用者）については、所定単位数より減算する
長期利用者提供減算（介護予防）	要支援1 介護福祉施設サービス費の要介護1の75%に相当する単位数 要支援2 介護福祉施設サービス費の要介護1の93%に相当する単位数			長期間の介護予防利用者（自費利用等を挟み実質連続30日を超える利用者）については、左記の報酬単位となる。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）				1ヶ月の総利用単位数の14%が加算される

・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただき、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、利用者又は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記した「サービス提供証明書」を交付します。

- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①居住費 個室：1, 270円／日 多床室：920円／日

②食事代 1, 450円／日

(朝食295円、昼食525円、おやつ105円、夕食525円)

③特別な食事（酒を含みます）

利用者や契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④レクリエーション・クラブ活動

利用者や契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

利用者や契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

一枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

利用者の日常生活用品で、利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を、利用者又はその家族に説明し同意のもと負担していただきます。

⑦利用者の移送に係る費用

利用者の通院や入院及び外泊等の移送については、基本として家族の方をお願いします。ただし、緊急を要する場合又は特別の事情がある方については施設で行います。

(4) 口座振替手数料

ア．飛驒信用組合 11円

イ．飛驒農業協同組合（JA） 55円

(5) その他、実費分について

	項 目 名 称	単 位	単 価
1	とろみ剤	1 g	約3円
2	掛布団汚損料	1 枚	1, 320 円
3	ベッドマット汚損料	1 枚	3, 520 円
4	枕汚損料	1 枚	550 円